

新潟市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第 37 号

新潟市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市都市公園条例施行規則（昭和32年新潟市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条の3の表に次のように加える。

寺山公園子育て交流施設の保育ルーム	1月4日から12月28日まで（毎週水曜日（その日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後6時まで
-------------------	---	--------------

第1条の4の見出し中「東公園児童プール」を「東公園児童プール等」に改め、同条の表以外の部分中「東公園児童プール」を「次の表の左欄に掲げる公園施設」に、「次の表に掲げるとおりとする」を「それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるところによる」に改め、同条の表に次のように加える。

寺山公園子育て交流施設の学びと交流スペース、幼児ひろば及び低学年ひろば	1月4日から12月28日まで（毎週水曜日（その日が休日に当たる場合は、その日後に	午前9時から午後6時まで
-------------------------------------	--	--------------

	おいてその日に最も近い休日でない日)を除く。)	
寺山公園子育て交流施設の休憩・飲食スペース	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後6時まで

第2条の前の見出しを「(許可申請書等)」に改める。

第5条の2各号列記以外の部分中「掲げる方法」を「定める方法」に、「替える」を「代える」に改め、同条第1号中「申し出る。」を「申し出る方法」に改め、同条第2号中「受領する。」を「受領する方法」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、寺山公園子育て交流施設の保育ルームについて一時保育のために条例第10条の4第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第5号の2による許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 寺山公園子育て交流施設の学びと交流スペース、幼児ひろば又は低学年ひろば(以下「寺山公園子育て交流施設の学びと交流スペース等」という。)について条例第10条の12第1項の許可を受けようとするものは、別記様式第5号の3による許可申請書を市長に提出しなければならない。

第5条の3中「前2条の規定にかかわらず、東公園児童プールの」を「東公園児童プールについて、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第3項の規定にかかわらず、寺山公園子育て交流施設の学びと交流スペース等について、市長が別に定める利用の登録を受けたものの利用にあつては、市長が適当と認める方法により許可を受けなければならない。

第6条に見出しとして「(利用の許可の変更の申請)」を付し、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、寺山公園子育て交流施設の保育ルームについて一時保育の

ために条例第10条の4第1項の許可を受けた者が、同条第2項の規定により、許可を受けた事項の一部を変更する許可を受けようとするときは、別記様式第6号の2による変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

第7条の2ただし書各号列記以外の部分中「掲げる使用料」を「掲げる使用料の徴収」に、「より徴収する」を「よるものとする」に改め、同条第1号及び第2号中「徴収する。」を「徴収する方法」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 寺山公園子育て交流施設の保育ルームの使用料 一時保育のために利用の許可をするときに徴収する方法

第8条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 鳥屋野交通公園ゴーカートを個人で利用する場合 乗車券を交付する方法
- (2) 山の下海浜公園プール又は水の公園福島潟水の駅「ビュー福島潟」の4階以上を利用する場合 利用券を交付する方法
- (3) 白山公園駐車場を利用する場合 駐車券を交付する方法
- (4) 寺山公園子育て交流施設の保育ルームを一時保育のために利用する場合 別記様式第6号の3による許可書を交付する方法

第8条第3項中「前項の」を「前項の規定により」に、「てい触する」を「抵触する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「又は条例第3条第3項」を「、条例第3条第3項又は条例第10条の4第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、寺山公園子育て交流施設の保育ルームについて一時保育のために条例第10条の4第2項の規定による許可を受けた事項の一部を変更する許可を受けた者には、別記様式第6号の5による変更許可書を交付する。

第8条第1項の次に次の1項を加える。

2 寺山公園子育て交流施設の学びと交流スペース等について条例第10条の12第1項

の許可を受けたものには、別記様式第6号の4による許可書を交付する。ただし、第5条の3第2項の許可を受けたものは、この限りでない。

第9条に次の1項を加える。

- 3 条例第10条の1第1項の規定又は同条第2項において準用する条例第10条の4第2項の規定による寺山公園子育て交流施設の学びと交流スペース等を利用する許可を受けたものは、その利用に当り、許可書（変更許可書を含む。）を係員に提示しなければならない。ただし、第5条の3第2項の許可を受けたものは、この限りでない。

第12条の2を第12条の3とし、第12条の次に次の1条を加える。

（寺山公園子育て交流施設の利用に係る届出）

第12条の2 寺山公園子育て交流施設の利用の許可を受けたもの及び入場者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- （1） 寺山公園子育て交流施設の保育ルーム、学びと交流スペース、幼児ひろば及び低学年ひろばの利用を終了した場合
- （2） 寺山公園子育て交流施設の施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合
- （3） 寺山公園子育て交流施設において災害その他事故が発生した場合

第18条の5中「、第9条」を削る。

別記様式第5号の次に次の2様式を加える。

別記様式第5号の2（第5条の2関係）

寺山公園子育て交流施設保育ルーム一時保育利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 寺山公園子育て交流施設指定管理者

下記のとおり申請します。

申請者	住所	電話番号
	氏名	フリガナ (利用者との関係)
利用者の氏名及び生年月日		フリガナ 年 月 日 (歳)
利用日時	年 月 日	時 分から 時 分まで
緊急連絡先		
お迎え予定時刻	時 分	

注 太線の枠内だけ記入してください。

処理欄

利用開始時刻	時 分	使用料				
利用終了予定時刻	時 分					
利用終了時刻	時 分	パスワード <table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>				
利用時間	時間	お迎え予定時刻 時 分				

上記のとおり許可してよろしいでしょうか。		処理欄	起案： 年 月 日
決裁			決裁： 年 月 日
			許可： 年 月 日
			許可番号： 第 号

別記様式第5号の3（第5条の2関係）

寺山公園子育て交流施設学びと交流スペース等利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 寺山公園子育て交流施設指定管理者

住所（団体にあつては所在地）

申請者 氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり申請します。

個人利用の場合	利用者氏名	住所	生年月日	連絡先	備考
団体利用の場合	利用施設 (丸で囲む)	学びと交流スペース ・ 幼児ひろば ・ 低学年ひろば			
	利用日時	年 月 日	:	～	:
	利用人数	人（このうち付添人 人）			

注 太線の枠内だけ記入してください。

上記のとおり許可してよろしいでしょうか。		処理欄	起案： 年 月 日
決裁			決裁： 年 月 日
			許可： 年 月 日
			許可番号：第 号

別記様式第 6 号の次に次の 4 様式を加える。

別記様式第6号の2（第6条関係）

寺山公園子育て交流施設保育ルーム一時保育利用変更許可申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div> （宛先）寺山公園子育て交流施設指定管理者		
申請者	住所	電話番号
	氏名	フリガナ
許可年月日・番号		年 月 日 第 号の変更
変更の理由		
項目	変更前	変更後
利用年月日	年 月 日	年 月 日
利用時間	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分

注 太線の枠内だけ記入してください。

上記のとおり許可してよろしいでしょうか。		処 理 欄	起案： 年 月 日
決 裁			決裁： 年 月 日
			許可： 年 月 日
			許可番号：第 号
		使用料	
		変更前	変更後
		円	円

寺山公園子育て交流施設保育ルーム一時保育利用許可書

第 年 月 日 号

寺山公園子育て交流施設指定管理者 印

下記のとおり利用を許可します。

申請者	住所	電話番号
	氏名	フリガナ
利用者の氏名及び生年月日		フリガナ 年 月 日
利用日時	年 月 日	時 分から 時 分まで
緊急連絡先		
お迎え予定時刻	時 分	
パスワード		
使用料	円	

注1 職員の指示に従って利用してください。

2 本書は、お子様とお荷物の確認のため必要ですので、お迎えの際に職員に提示してください。

3 お迎えが予定より遅れる場合は、必ず下記まで電話にて連絡をお願いします。

別記様式第6号の4（第8条関係）

寺山公園子育て交流施設学びと交流スペース等利用許可書 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 第 年 月 号 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 日 </div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">様</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 寺山公園子育て交流施設指定管理者 印 </div>		
下記のとおり利用を許可します。		
個人 利用 の 場合	申請者	
	利用人数	
団体 利用 の 場合	利用施設 (丸で囲む)	学びと交流スペース ・ 幼児ひろば ・ 低学年ひろば
	利用日時	年 月 日 : ~ :
	利用人数	人
注 利用の際は、本書を寺山公園子育て交流施設の職員に提示してください。		

寺山公園子育て交流施設保育ルーム一時保育利用変更許可書

第 年 月 日 号

寺山公園子育て交流施設指定管理者 印

下記のとおり利用を許可します。

申請者	住所	電話番号	
	氏名	フリガナ	
利用者の氏名		フリガナ	
利用日時		年 月 日	時 分まで
お迎え予定時刻		時 分	
パスワード			
		使用料	
		変更前	変更後
		円	円

- 注1 職員の指示に従って利用してください。
- 2 本書は、お子様とお荷物の確認のため必要ですので、お迎えの際に職員に提示してください。
- 3 お迎えが予定より遅れる場合は、必ず下記まで電話にて連絡をお願いします。
- 問合せ先 寺山公園子育て交流施設

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる改正規定以外の規定 平成30年4月1日
- (2) 第1条の3の表に次のように加える改正規定、第5条の2各号列記以外の部分並びに同条第1号及び第2号の改正規定並びに同条に2項を加える改正規定（同条第2項に係る部分に限る。）、第6条の見出しの改正規定及び同条に1項を加える改正規定（同条第2項に係る部分に限る。）、第7条の2ただし書各号列記以外の部分並びに同条第1号及び第2号の改正規定並びに同条に1号を加える改正規定（同条第3号に係る部分に限る。）、第8条第1項ただし書の改正規定（同項第4号に係る部分に限る。）、第8条第3項の改正規定並びに同項を同条第5項とする改正規定、同条第2項の改正規定及び同項を同条第3項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同条第4項に係る部分に限る。）、別記様式第5号の次に2様式を加える改正規定（別記様式第5号の2に係る部分に限る。）並びに別記様式第6号の次に4様式を加える改正規定（別記様式第6号の2、別記様式第6号の3及び別記様式第6号の5に係る部分に限る。） 平成30年4月8日